

令和5年度 事業計画

我が国においては、新型コロナウイルス感染症拡大から3年を経過し、感染対策の緩和が進みました。国においては、マスクの着用方法の見直しや感染症法上の分類が変更されることとなり、コロナ前の生活に戻ることが期待されています。しかしながら、日本経済を取り巻く環境は、エネルギーや原材料の高騰をはじめ、急速な円安が進行したことにより、生活必需品等の物価の上昇が治まらない状況となっています。また、日本の総人口は1億2497万人（総務省統計局令和4年9月値）で前年同月と比べ58万8千人の減少と報告されていますが、65歳以上の人口については4万4千人の増となり、今後、人口の減少と高齢化の進展による地域経済・労働力不足、地域コミュニティ維持などが懸念されています。

このような中、シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用ではなく臨時的、短期的な就業を通じ、社会参加や生きがいの意識を持った高齢者がその能力を発揮できるための活動を行っていますが、新型コロナウイルス感染症や65歳までの定年延長、70歳までの継続雇用の努力義務化などにより、会員の登録者数は減少傾向にあります。加えて、令和5年10月からは消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることから、センターの事業運営は厳しくなることが予想されます。

このような状況を踏まえ、令和5年度はシルバー人材センターのホームページや市広報誌などをより活用し、運営基盤である新規会員の入会促進をはじめ、既存事業の確保並びに新規就業先の開拓・確保、労働者派遣事業の推進等、事業の拡大に努めるとともに、会員の就業に繋がる各種講習会等に参加し、技能・技術の向上並びに安全就業の徹底を図ってまいります。

センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」を合い言葉に、会員、役職員が一丸となり積極的な事業展開と事業のより一層の充実を図りながら、引き続きSDGs（エスディーズ 持続可能な開発目標）の推進に取り組み、次に掲げる公益目的事業の推進に努めてまいります。

1. 就業機会提供事業

就業を希望する会員に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業の機会を提供する。

- ① 除草作業、清掃作業、庭木の剪定、襖・障子等の張替作業、施設管理業務など既存業務の実施及び拡充
- ② 新規就業先の開拓
- ③ 新規事業の調査検討

2. 就業機会確保事業

(1) 普及啓発事業

ホームページや就業等を通じて社会参加を希望する高齢者及び地域社会に対しセンタ

一事業の周知を図る。

① 新規会員の入会促進

- * 四條畷市広報誌への折込ちらしの実施
- * 既存会員による紹介キャンペーンの実施
- * 会員募集のチラシ配布
- * 女性登録会員の拡大

② 広報「四條畷L I F E」による啓発

③ 「たわら通信」による啓発

④ 市役所窓口封筒への広告掲載

⑤ 普及啓発物の配布

⑥ 普及啓発月間の活動強化

- * 「シルバーの日」の駅前清掃ボランティア活動を通じセンター事業の啓発を図る。

⑦ ホームページの活用強化

(2) 研修・講習会事業

会員の技術や知識が必要とされる職種について、就業できる会員の養成・技能向上を目的とした研修、講習会を実施し、就業機会や就業会員の拡大を図る。

① 各種技能講習会の開催及び参加

- * 大阪府シルバー人材センター協議会、河北地区ブロック等の開催に参加

② 就業会員のフォローアップ研修に参加

③ 安全講習会の開催

(3) 剪定木再生利用事業（チップ事業）

剪定木を粉碎、堆肥化し土壌改良材として再生利用する。

土壌改良材（チップ）の頒布

(4) シルバーふれあい農園事業

四條畷市域においては、農業従事者の減少、高齢化に伴い耕作放棄地等が増加傾向にあることから、そうした農地などを借り受け、農作業に興味のある高齢者を募り、野菜等の栽培、販売を行い農地の保全に努める。

① 野菜の栽培、販売

② 借り受けた農地の保全

3. 安全衛生・適正推進事業

会員の就業中での安全に対する意識の徹底、就業途上での交通事故及びの防止を含めた安全に関する講習会等に取り組む。

① 安全衛生管理意識の啓発

② 安全就業基準の周知徹底

- ③ 適正就業の推進
- ④ 作業現場パトロールの強化
- ⑤ 事故原因の検証と対策の徹底
- ⑥ 交通安全講習会の実施

4. 職業紹介事業

公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う職業紹介事業の実施事業所として、臨時的かつ短期的、その他軽易な業務にかかる雇用による就業を希望する高齢者を企業等へ紹介する。

5. 労働者派遣事業

公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業の派遣事業所として、臨時的かつ短期的な雇用による就業、又はその他軽易な業務に係る就業の推進に努める。

6. 訪問介護事業

介護保険法に基づく訪問介護事業として、サービスの提供を行うとともに、ヘルパー資格を持つ会員の拡充に努める。

7. 第一号訪問事業

介護予防・日常生活支援総合事業による第一号訪問事業として、サービスの提供を行うとともに、従事資格会員の拡充に努める。